

# 「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上について

# 教師を取り巻く課題と対応方針

## 課題

- 一部の学校における教師不足の発生
- 公立学校教員採用選考試験における採用倍率の低下
- 教師の魅力的な職業としての社会的認識が不十分
- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者の学校現場における活躍が不十分 等

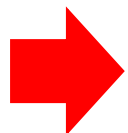
## 対応方針

### 当面の対応

- ü 「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部において検討  
35人学級を担う教師の確保、 社会人等多様な人材の活用、 教職課程の高度化と研修の充実、 教職課程の高度化と研修の充実、 教員免許更新制の在り方の見直し

### 中長期的な対応

- ü 中央教育審議会に対して「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について諮問  
教師に求められる資質能力の再定義、 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方、 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し、 教員養成大学・学部、教職大学院の機能強化・高度化、 教師を支える環境整備



**教師の養成・採用・研修等について基本的な在り方に遡って検討**

# 「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部の設置

## 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～ 全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）  
（令和3年1月26日 中央教育審議会）

目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」とする。

## 「令和の日本型学校教育」を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部

令和2年12月25日の中央教育審議会において示された、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申素案）」において、令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について検討を行うこととされたことを踏まえ、当面の取組とともに、中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討していくため、「『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上に関する検討本部」を文部科学大臣の下に設置。

# 『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン

令和の日本型学校教育の実現に向け、質の高い教員が教育を行うことの重要性に鑑みて教員養成・採用・研修の在り方について、**基本的な在り方に遡って中長期的な実効性ある方策を文部科学省を挙げて検討**していく。また、**既存の枠組みの下当面の対応として以下の制度改革等に文部科学省として取り組み**、当該取組が各教育委員会や大学等で着実に実施できるよう、制度の周知を図る。



## 35人学級を担う教師の確保

### 小学校の免許状を取りやすくする。

**養成段階において、免許取得に必要な総単位数を軽減する「義務教育特例」の新設** (令和3年度に特例新設、令和4年度以降特例を活用した課程の開始)

小学校と中学校の両方の免許状を取得する際に、小中に関連する授業科目を一体的に開設することで、重複する単位を低減し、総修得単位数を軽減する「義務教育特例」を創設し、当該特例に基づき、大学が新しい教職課程を令和4年度以降開設できるようにする。

**現職段階において、中学校の免許状を持つ教員が追加で小学校の免許状を取得する場合の要件弾力化** (法改正事項)

中学校の免許状を持つ教員が小学校の専科教員として働いた勤務経験を踏まえて、専科以外の教科も教えられる小学校の免許状を取得するための要件の弾力化を図る。

**小学校免許状を取得できる機会の拡大** (令和3年度に検討及び要件緩和、令和5年度以降課程の設置)

大学が小学校の免許状を取得できる教職課程を設置する際の要件（科目開設の種類や専任教員の配置数）を緩和し、これまで小学校免許状の教職課程を設置していない大学における**新たな課程の設置を促進**する。

### 教職の魅力を上げ、教師を目指す人を増やす。

**教職の魅力の向上に向けた広報の充実** (令和2年度以降検討・実施)

発信力の高い者による広報や教職の魅力向上の機運を高めるためのサイトの設置等により、広報の充実を図る。

**学校における働き方改革の推進、教師の処遇の在り方等の検討** (令和4年の勤務実態調査等を踏まえ検討)

学校における働き方改革を推進するとともに、その進展状況や教師の勤務実態状況調査（令和4年に実施予定）の結果等を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の法制的な枠組みを含め教師の処遇の在り方等について検討する。

## 『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上プラン



## 35人学級を担う教師の確保

## 教師として働き続けてもらえる環境をつくる。

免許状の有効期限が切れた者の復職の促進 (平成30年度通知、令和2年度以降再周知)

出産・育児等で離職し、免許状の有効期限が経過している者等が復職する場合は、一定の要件の下、臨時免許状の授与を行うことができることを改めて周知する。

臨時的任用教員等の確保に支障をきたさないような教員免許更新制の在り方の見直し (後述)



## 社会人等多様な人材の活用

## 学校現場に参画する多様なルートを確保する。

試験により小学校の免許状を取得する (令和2年度から実施・検討)

働きながら受験しやすいよう、土日での実施やオンラインでの実施ができるよう小学校教員資格認定試験の見直しを実施。

民間企業等での勤務経験を活かして免許状を取得する (令和2年度に指針を改訂)

特別免許状の指針を改訂し授与対象者の多様な経歴の評価等を行えるようにする等学校現場のニーズに合った教員が活躍できるようにする。

働きながら単位を修得して免許状を取得する (法改正事項)

社会人等が働きながら免許状の取得に必要な教職に関する科目の単位を修得できるよう教職特別課程の修業年限を弾力化 (現行の1年を1年以上に) する。

民間企業に所属しながら、学校現場での勤務を経験する (令和2年度より実施)

企業と学校等を繋げ、企業ではたらく社会人等が企業に所属しながら、学校に参画する機会を創出する「学校雇用シェアリンク」を創設・運営する。

学び直して、学校現場で働く (令和2年度より実施)

教員免許状保有者が小学校現場で勤務できるようにするための教育支援プログラムを開発し、実施する。



## 教職課程の高度化と研修の充実

**新しい時代を見据え、教員養成の在り方を大学の自由な発想で検討・構築し、他の大学を先導する。**

大学が教職課程のカリキュラムを弾力化できる特例の創設による新しい時代の教員養成プログラムの開発 (令和3年度に検討及び制度創設、令和4年度から制度開始)

Society5.0時代に向け、新たに教師に必要となる知識・技能を修得できるような科目を開発し、当該科目を含めた教職課程のカリキュラムの編成が柔軟に行えるような特例制度を設け、優れた教員養成の実績と構想を有する大学が新しい時代の教員養成プログラムを開発する。

複数の大学が、各大学の強みと特色を持ち寄って教職課程を構築できる仕組みの創設 (令和2年度に制度改正、令和3年度以降に制度を活用した課程の開始)

大学等連携推進法人（仮称）に参画する大学が、課程の科目や専任教員を共通化し、各大学の強みと特色を持ち寄った教職課程を構築する。

**一人一台端末が導入される教育環境の変化を踏まえ、教師のICT活用指導力を一層向上させる。**

養成段階において、ICTに特化した科目を新設 (令和3年度に科目新設、令和4年度から課程の開始)

一人一台端末の活用等により、より充実した授業が実施できるよう、ICT機器を活用する授業の設計や授業の方法等について総論を1単位以上学ぶことを義務化（教科の特性に応じた指導方法などについては別途修得。）

**教職課程を置く大学自身が定期的に自らの課程を見直し、時代やニーズに合った課程を構築する。**

大学が自らの課程を見直す仕組みの整備とその全学的な体制の整備の義務化 (令和2年度に制度改正、令和4年度から実施)

教職課程の質の向上を目的に、大学が自らの課程を自己点検・評価する仕組みの整備と、質向上を担う全学的な教職課程の体制の整備を義務付けることにより、各大学が時代の変化や学生のニーズに合った教職課程を編成する契機となるようにする。



## 教職課程の高度化と研修の充実

現職教員が学校現場を取り巻く変化に対応して学び続ける環境を充実する。

(独)教職員支援機構における**研修内容の充実と、オンライン研修の拡充** (令和3年度より充実・拡充)

都道府県教育委員会が各学校向けに行う研修のマネジメントを担当する教員等を対象に、令和の日本型学校教育に対応した研修を充実し、地域での普及促進を図る。

また、従来の対面・集合型研修に、オンライン研修(同時双方向型、オンデマンド型など)を加え、ベストミックスによる効果的な研修実施に向けた検討と実践を進める。

加えて、各学校単位で行われる校内研修等に活用可能な映像コンテンツを整備・拡充する。



## 教員免許更新制の在り方の見直し

必要な教師数の確保とその資質能力の確保が両立できるあり方を総合的に検討

教員免許更新制や研修をめぐる制度に関する**包括的な検証** (令和2年度に検証経過報告、令和3年度から必要な対策の検討)

教師の勤務の長時間化や教師不足の深刻化といった近年指摘される課題との関係も視野に入れつつ、教員免許更新制そのものの成果や、教師の資質能力の指標を定め、それに基づいて研修計画を策定する仕組みの定着状況など、教員免許更新制や研修を巡る制度に関して包括的な検証を進め、その結果に基づき、必要な見直しを行う。

# 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（令和3年3月12日中央教育審議会諮問） 【概要】

中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して【令和3年1月26日】のポイント  
～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

## 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

### 「令和の日本型学校教育」において実現すべき教師を巡る理想的な姿

- 1 学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、**子供一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割**を果たしている
- 1 **多様な人材の確保**や教師の資質・能力の向上により**質の高い教職員集団**が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 1 働き方改革の実現や教職の魅力発信、新時代の学びを支える環境整備により**教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識**され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

ICTの活用と少人数学級を車の両輪として、「令和の日本型学校教育」を実現し、それを担う質の高い教師を確保するため、教師の養成・採用・研修等の在り方について、**既存の在り方にとらわれることなく、基本的なところまで遡って検討を行い、必要な変革を実施、教師の魅力を向上**

## 「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について（諮問）

### 教師に求められる資質能力の再定義

- ・「令和の日本型学校教育」を実現するために教師に求められる基本的な資質能力

### 教員免許の在り方・教員免許更新制の抜本的な見直し

- ・踏まえた教職課程の見直し
- ・学校外で勤務してきた者等への教員免許の在り方
- ・免許状の区分の在り方
- ・必要な教師数と資質能力の確保が両立する教員免許更新制の見直し

### 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の在り方

- ・優れた人材確保のための教師の採用等の在り方
- ・強みを伸ばす育成，キャリアパス，管理職の在り方

### 教員養成大学・学部，教職大学院の機能強化・高度化

- ・多様化した教職員集団の中核となる教師を養成する教員養成大学・学部，教職大学院の教育内容・方法・組織の在り方
- ・学生確保，教職への就職，現職教員の自律的な学びを支えるインセンティブの在り方

### 教師を支える環境整備

・教師を支える環境整備

・教師の学び等の振り返りを支援する仕組み



# 規制改革推進会議での指摘事項に対する対応

規制改革推進に関する答申(令和2年7月2日)

## 2. 雇用・人づくり分野

### (1)イノベーション人材育成の環境

- e 各分野の専門家や幅広い経験を有する人材(博士号を取得した研究者、スポーツ選手等)に学校教育により深く関与し、中途からも入れるようにするために、特別免許状の授与基準の見直しや、特別非常勤講師の活用の促進により、外部人材が教育現場に積極的に参加できる環境を構築する。 [令和2年度措置]

雇用・人づくりワーキング・グループでは、

- ・ 勤務校における研修の実施が勤務校側に負担がかかること
  - ・ 学校当たりで特別免許状所持者の2割を超えて配置する場合は3年以上の学校勤務経験があることが必要
- など、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」が足かせとなり、利用実績が上がらないとの指摘があった。



規制改革推進に関する答申や、雇用・人づくりワーキング・グループにおける委員のご意見や議論等を受け、中央教育審議会での専門家の意見も踏まえた上で、「特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針」を改訂する予定。

# 社会人等多様な人材の活用について

- ✓ 学校現場においては、学校との関わりの度合い(頻度や業務内容等)に応じて、様々な外部人材が参画しているところ。
- ✓ 民間企業等勤務経験者の専門的な知識・経験を活かし、開かれた教育課程を実現するため、兼業・副業等で参画する特別非常勤講師制度や、転職し教師として勤務するため、免許を既に保有している者へのリカレント教育や、新たに普通免許状を取得するための、教員資格認定試験(幼稚園、小学校)、1年間の教職特別課程(中学校、高等学校、特別支援学校)、2~4年の通信制の教職課程、臨時免許状及び特別免許状の授与等、多様なルートが確保されている。
- ✓ 外部人材がいきなり教師として勤務するハードルを下げるため、スクールサポートスタッフや学習指導員、特別非常勤講師等として学校との関わり合いを徐々に深めていながら、学校現場への参画を促進する。

## 学校と関わりを持つ

## 学校に定期的に通う (授業を担当する、補助をする等)

## 教師として勤務する

↑ 教育課程内 ↓

↑ 教育課程外 ↓

学校現場への参画に興味がある民間企業等勤務経験者等

### 学習指導員

子供たち一人ひとりへのきめ細かな指導を図るためのTT指導、家庭学習のチェック、放課後や長期休業中等を活用した補習学習等、教師の授業補助を行う

### 特別非常勤講師

民間企業等勤務経験者等の専門的な知識・経験を活かし、兼業・副業等で学校現場に定期的に参加し、授業の一部を単独で行う

### スクールサポートスタッフ

学級担任等の業務のサポートや保護者への連絡業務を行う

### ICT支援員、GIGAスクールサポーター

ICT環境の運用管理や校務情報システム等の運用管理等を行う

### 部活動指導員・外部指導者

教員に代わって顧問を担い、部活動の指導を行う。また、部活動における技術指導を行う

### 学校支援地域本部事業による地域ボランティア

例えば、部活動の支援、登下校時の見守り、学校行事の支援など

等

### 普通免許状(10年更新、全国で活用可能)

既に免許状を取得している者のリカレント教育(全学校種)  
就職氷河期世代等学生時代に既に免許状を取得している者がリカレント教育を受け、免許の回復、他校種免許の取得が可能

### 教員資格認定試験(幼稚園、小学校)

毎年9月から12月に実施される2次にわたる試験(筆記及び実技等)により、幼稚園及び小学校の2種免許状の取得が可能

### 教職特別課程(中学校、高等学校、特別支援学校)

教科及び教職に関する科目のうち、教科に関する科目を既に修得している者が教職に関する科目のみを1年間の課程を履修することで免許状の取得が可能

### 通信制の教職課程(全学校種)

2~4年間の通信制の教職課程で免許状の取得が可能

勤務しようとする学校等からの推薦

### 特別免許状(10年更新、都道府県内でのみ活用可能)

専門的な知識・経験を持つ場合に、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能  
多様な勤務経験を踏まえることができるよう令和2年度中に特別免許状の授与に関する指針を改訂予定

### 臨時免許状(3年更新なし、都道府県内でのみ活用可能)

普通免許状所持者を採用できない都道府県において、都道府県の基準に基づき行われる教育職員検定に合格することで免許の取得が可能

採用を前提とした免許状

## 參考資料

## 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」で目指す学びの姿

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。

**個別最適な学び**（「個に応じた指導」（指導の個別化と学習の個性化）を学習者の視点から整理した概念）

- 「個別最適な学び」が進められるよう、これまで以上に子供の成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子供が自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- その際、ICTの活用により、学習履歴（スタディ・ログ）や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

## 協働的な学び

- 「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、探究的な学習や体験活動等を通じ、子供同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充実することも重要
- 集団の中で個が埋没してしまうことのないよう、一人一人のよい点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせさり、よりよい学びを生み出す

## 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- これまで日本型学校教育が果たしてきた、学習機会と学力の保障、社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承
- 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく

【令和3年1月26日 中央教育審議会】

## （1）基本的な考え方

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となる必要がある

## （2）教師のICT活用指導力の向上方策

- 国で作成されたICTを活用した学習場面や各教科等の指導におけるICT活用に係る動画コンテンツについて、教職課程の授業における活用を促進
- 教職課程において各教科に共通して修得すべきICT活用指導力を総論的に修得できるように新しく科目を設けることや、教職実践演習において模擬授業などのICTを活用した演習を行うこと等について検討し、教職課程全体を通じた速やかな制度改正等が必要
- 教師のICT活用指導力の充実に向けた取組について大学が自己点検評価を通じて自ら確認することや、国において大学の取組状況のフォローアップ等を通じて、大学が実践的な内容の授業を確実に実施できる仕組みの構築
- 都道府県教育委員会等が定める教師の資質・能力の育成指標における、ICT活用指導力の明確化等による都道府県教育委員会等の研修の体系的かつ効果的な実施
- 教師向けオンライン研修プログラムの作成など、研修コンテンツの提供や都道府県における研修の更なる充実
- 教員研修等におけるICT機器の積極的な使用やオンラインも含めた効果的な実施

## （3）多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の人的資源等を活用し、学校教育を社会との連携の中で実現
- 社会教育士を活用し、学校と地域が連携した魅力的な教育活動の企画・実施
- 社会人等の勤務と学修時間の確保の両立に向けた、教職特別課程における修業年限の弾力化等による制度活用の促進
- 従来の特別免許状とは別に、より短期の有効期間で柔軟に活用できる免許状の授与等により、多様な人材が参画できる柔軟な教職員組織の構築

## （4）教員免許更新制の実質化について

- 教員免許更新制が現下の情勢において、子供たちの学びの保障に注力する教師や迅速な人的体制の確保に及ぼす影響の分析
- 教員免許更新制や研修を巡る制度に関する包括的検証の推進により、必要な教師数の確保とその資質・能力の確保が両立できるような在り方の総合的検討

## （5）教師の人材確保

- 教師の魅力を発信する取組の促進、学校における働き方改革の取組や教職の魅力向上策の国による収集・発信や、民間企業等に就職した社会人等を対象とした、教職に就くための効果的な情報発信
- 教員免許状を持つものの教職への道を諦めざるを得なかった就職氷河期世代等が円滑に学校教育に参画できる環境整備
- 高い採用倍率を維持している教育委員会の要因の分析・共有等による、中長期的視野からの計画的な採用・人事の推進

## 今後更に検討を要する事項

「令和の日本型学校教育」の実現を目指していく上では、本答申を踏まえ、知・徳・体のバランスのとれた資質・能力の育成に向け、引き続き状況を注視し、取組を進めていく必要がある。また、**特に以下に挙げる点については、今後も改革に向けた検討が重要であるとの指摘がなされており、引き続き検討を深めつつ、方向性が定まったものについては速やかに実施する必要がある。**

- GIGAスクール構想により整備されるICT環境の活用と、少人数によるきめ細かな指導体制の整備を両輪として進め、**個別最適な学びと協働的な学びによる「令和の日本型学校教育」を実現するための、教職員の養成・採用・研修等の在り方**
- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、自主的・自立的な取組を校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化が図られ、積極的に支援し、社会の変化に素早く的確に対応するための教育委員会の在り方、特に、教育委員会事務局の更なる機能強化や、首長部局との連携の促進、外部人材の活用等をはじめとする社会との連携等を含む教育行政の推進体制の在り方

また、子供たちの学びは幼稚園から高等学校段階で完結するものではなく、高等教育機関での学びや、実社会で活躍しながらの学び直しといった形で、人生100年時代において学び続けることとなる。特に高等教育機関においては、初等中等教育段階における学びとの連続性に鑑み、本答申で述べた「令和の日本型学校教育」の姿や方向性等を踏まえて、高等教育においても自らの可能性を最大限に発揮し、これからの時代に求められる資質・能力を育ていけるよう、多様性と柔軟性を持った教育の実現を図ることが重要である。このため、初等中等教育と高等教育とが連携を密にしながら、学校教育全体を俯瞰した改革が進められることを期待する。

## 1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

## 2. 免許状主義と開放制の原則

### 免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を發揮しつつ行っている。

## 3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

普通免許状  
（有効期間10年）

特別免許状  
（有効期間10年）

臨時免許状  
（有効期限3年）

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

授与権者：都道府県教育委員会

免許状の有効範囲

- ・普通免許状：全ての都道府県
- ・特別免許状 授与を受けた都道府県内
- ・臨時免許状

## 普通免許状

大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

( 教科に関する科目  
教職に関する科目 )

教員免許状

教員資格認定試験（幼稚園、小学校、特別支援学校（自立活動））の合格

現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている。

## 特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

授与要件

担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること  
社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

## 臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

## 4. 免許状主義の例外

### 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能（任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要）。

### 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要）。



# 普通免許状の取得に当たって修得を要する単位

## Ⅱ 小学校教諭

(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項<sup>1</sup></li> <li>各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)<sup>2</sup></li> </ul>	30	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)</li> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解<sup>3</sup></li> <li>教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</li> </ul>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法<sup>4</sup></li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法</li> <li>進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法</li> </ul>	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		26	2	2
教職部分		83	59	37

＋ 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作(各2単位)

- 1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(以下「国語等」という。)の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目を修得
- 2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合には6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得
- 3 1単位以上を修得
- 4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

## Ⅲ 中学校教諭

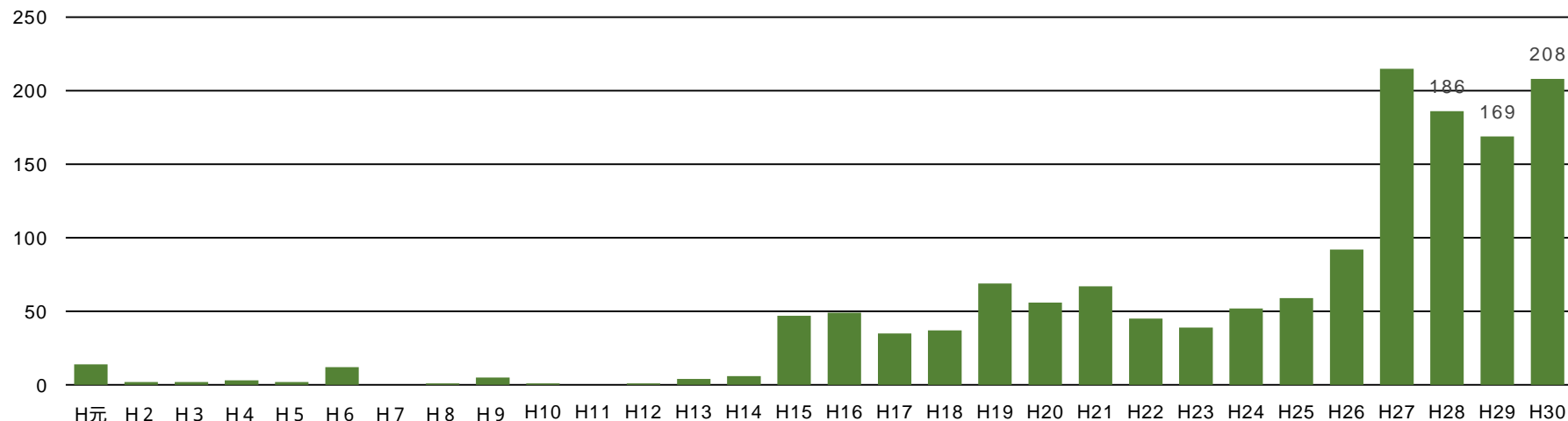
(単位)

教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教科に関する専門的事項<sup>1</sup></li> <li>各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)<sup>2</sup></li> </ul>	28	28	12
教育の基礎的理解に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想</li> <li>教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校への対応を含む。)</li> <li>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)</li> <li>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程</li> <li>特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解<sup>3</sup></li> <li>教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)</li> </ul>	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>道徳の理論及び指導法<sup>4</sup></li> <li>総合的な学習の時間の指導法</li> <li>特別活動の指導法</li> <li>教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)</li> <li>生徒指導の理論及び方法</li> <li>教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法</li> <li>進路指導(キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。)の理論及び方法</li> </ul>	10	10	6
教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
	教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目		28	4	4
教職部分		83	59	37

＋ 日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作(各2単位)

- 1 例えば、数学の場合、代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータについて、それぞれ1以上の科目を修得
- 2 専修免許状又は一種免許状の場合は8単位以上、二種免許状の場合には2単位以上を修得
- 3 1単位以上を修得
- 4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

# 特別免許状の授与件数の推移



## 平成30年度に授与された特別免許状の内訳

小学校	国立	0	
	公立	8	英語（8件）
	私立	5	英語（5件）
中学校	国立	0	
	公立	11	英語（9件） 数学、理科（各1件）
	私立	47	英語（45件） 理科（2件）
高等学校	国立	2	英語（2件）
	公立	48	看護（23件） 英語（13件） 工業（4件） 理科（3件） 福祉（2件） 数学、保健体育、韓国語（各1件）
	私立	75	英語（49件） 看護（13件） 理科（6件） 公民、情報（各2件） 数学、保健体育、福祉（各1件）
特別支援学校	国立	0	
	公立	12	自立活動（12件）
	私立	0	
合計		208	< 特別免許状所持者の主な職歴 > アスリート（オリンピック等）、システムエンジニア、英会話講師、看護師、大学教員

➡ **課題** 高等学校に偏っており、小学校についてほとんど授与されていない、教科が英語や看護に偏っている、公立学校での授与が進んでいない 等

# 特別免許状の活用事例

## 外国語（英語）

札幌市立札幌開成中等学校  
ディクセツト・ラケッシ 氏

### < 職歴 >

- ・イギリスの高等学校における日本語教師
- ・英会話講師
- ・日本の高等学校における特別非常勤講師



ディクセツト・ラケッシ氏の採用により多様な文化や価値観を尊重しながら学び合える学校の雰囲気が醸成されつつあると感じています。



（札幌市教育委員会 学校教育課教育課程担当課 指導主事）

## 保健体育

京都市立嵯峨中学校  
田本 博子 氏

### < 職歴 >

- ・アスリート（元オリンピック日本代表）



ソフトボールを引退した後に、講習会や講演会の機会を与えて頂き、聴きにきてくれていた子どもたちが食い入るように私の話しに耳を傾けてくれたことが非常に印象に残りました。

世界で戦った経験をもとに、子どもたちに夢を持つ素晴らしさを伝えていきたいと感じ教員を目指しました。



（御本人）

## 算数・数学

埼玉県 開智小学校（開智学園総合部）  
本間 靖佳 氏

### < 職歴 >

- ・予備校講師
- ・児童養護施設職員



特別免許状を授与された教員が、一般的な教職課程を履修してきた教員と比較して、何かに劣る・不安を感じるということは一切なく、むしろあらゆる意味で、他に良き影響を与える存在となっています。



（開智小学校 教頭）

## 理科

和歌山県立海南高等学校  
大島 麻里 氏

### < 職歴 >

- ・博士研究員
- ・学芸員



生物の実験の授業において、干潟にすむカニ類のハサミ振り行動の研究についての話を聞きました。研究内容について熱心に話されるので、先生が研究対象であるカニのことをすごく好きだということと研究に取り組む情熱が伝わってきました。



（授業を受けた生徒）

特別免許状とは、**教員免許状を持っていないが優れた知識経験等を有する社会人等を教員として迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や、その活性化を図るため、都道府県教育委員会が授与する免許状。**

授与に係る**審査基準は、都道府県教育委員会毎に定められている。**

全国で年間50件程度の授与しかされておらず、制度の利用が進んでいないため、特別免許状の授与の円滑化に向け、**文部科学省から各都道府県教育委員会に対し、特別免許状の授与に係る指針を示す。**

## 【主な基準】（1、2及び3を満たすこと）

### 1. 教員としての資質の確認

（1）教科に関する専門的な知識経験又は技能（又は **のいずれかに該当すること。**

学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において**教科に関する授業に携わった経験**

【最低1学期間以上にわたる概ね計600時間以上】

又は

**教科に関する専門分野に関する勤務経験等（企業、外国にある教育施設等におけるもの）**

【概ね3年以上】

（例）・企業等における英語等による勤務経験  
・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験  
・外国にある教育施設における勤務経験  
・大学における助教、助手、講師経験 等

（2）社会的信望、教員の職務を行うのに必要な**熱意と識見**（推薦状や志願理由書により確認）

### 2. 学校教育の効果的実施の確認

任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により**学校教育が効果的に実施されることを確認**する。

### 3. 第三者の評価を通じた資質の確認

**学識経験者の面接により、授与候補者の教員としての資質を確認**する。

## 【その他】

（1）各都道府県教育委員会においては、**域内の市区町村教育委員会及び学校等と十分に連携**し、特別免許状の授与の要望を酌み取り、適切に手続きが行われるよう、**申請手続の整備及び周知を行うこと。**

（2）勤務校において、普通免許状所有者が指導・支援を行う形で**特別免許状所有者の研修計画を立案、実施すること。**

（3）基本的な日本語力が不十分な特別免許状所有者に対しては、学校又は設置者において説明・支援を行うこと。

（4）特別免許状所有者の配置は、学校ごとに全教員数の5割までとすること（2割を超えて配置する者は、3年以上の学校勤務経験があり、普通免許状所有者と同等に教育活動等を担当できる者とする）。

# 特別非常勤講師制度について

## ウ 制度の目的・概要

地域の人材や多様な専門分野の社会人を学校現場に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応やその活性化を図るため、教員免許を有しない非常勤講師を登用し、教科の領域の一部担任させることができる（昭和63年に創設）。

## ウ 担当する教科等

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における全教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間の領域の一部及び小学校のクラブ活動（平成10年に対象教科を拡大）

## ウ 手続・要件

任命・雇用しようとする者から授与権者（都道府県教育委員会）への届出が必要（平成10年に許可制から届出制に変更）。

届出手続きに関して、市区町村教育委員会や学校法人等の負担軽減を図るために、平成30年に「特別非常勤講師の任用に係る授与権者への届出について」を発出

## ウ 届出件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	4,730	4,599	4,796	4,472	4,235
中学校	2,495	2,466	2,382	2,384	2,505
高等学校	11,458	11,663	11,775	11,916	12,324
特別支援学校	1,378	1,613	1,818	1,604	1,772
合計	20,061	20,771	20,771	20,376	20,836

## ウ 事例

医学・看護 （医師、看護師等）	3,744	外国語（外国語会話を含む） （英会話講師、通訳、ネイティブスピーカー等）		3,731	家庭科教育 （調理師、栄養士等）	1,999	
芸術 （彫刻家、写真家等）	2,373	福祉 （介護福祉士、手話講師等）	1,708	伝統芸能 （能楽師範等）	808	競技スポーツ （元プロ野球選手等）	683
情報 （プログラマー等）	558	茶道・華道 （茶道家、華道家等）	543	書道・書写 （書道家・書道教室講師等）	575	製造現場体験 （建築家、大工等）	230
異文化理解 （通訳、JICA研修員等）	238	野外体験活動（農家、造園業等）	503	伝統工芸 （陶芸家、宮大工等）	325	地域文化理解 （宮司、元公民館長等）	341
環境教育 （農学研究者、ネイチャーガイド等）	200	朗読 （劇団員、図書館司書等）	175	理容・美容 （美容師、ネイリスト等）	142	その他 （NPO法人代表理事、CGクリエイター等）	1,960

# 臨時免許状について

## Ⅱ 制度の目的・概要

臨時免許状は、法令上、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、受検者の人物、学力、実務及び身体について教育職員検定を行うことにより授与されるもの。具体的には、法令を踏まえ都道府県教育委員会が個別に定める基準に基づき授与されている。  
臨時免許状の効力は、授与された都道府県内においてのみ有効であり、有効期間は3年間（更新無し）となっている。

## Ⅲ 臨時免許状の授与基準の策定状況

授与基準を定めているのは、平成27年度時点で、47都道府県中32都道府県

< 授与基準例 >

宮城県：原則として、他校種又は他教科の普通免許状を有すること又は普通免許状の授与を受ける見込みがあること

## Ⅳ 授与件数

【総授与件数】

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,359	8,578	8,405	8,501	8,963

【平成30年度 教科別授与件数（中学校）】

国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	保健	技術	家庭	外国語	宗教	その他	計
145	117	234	207	40	158	99	23	303	252	248	11	0	1,837

【平成30年度 教科別授与件数（高等学校）】

国語	地理歴史	公民	数学	理科	音楽	美術	工芸	書道	保健体育	保健	看護
83	82	102	95	66	66	66	18	52	53	25	294

家庭	情報	農業	工業	商業	水産	福祉	外国語	宗教	その他	計
228	256	85	146	71	30	68	319	22	41	2,268

平成30年度における臨時免許状の授与件数は、上記で示した中学校及び高等学校における臨時免許状の教科別授与件数の合計値のほか、幼稚園（208件）、小学校（3,934件）、特別支援学校（547件）、養護教諭（152件）及び特別支援学校の自立教科等（17件）の合計値が含まれている。

## Ⅴ 事例

- ・ 高等学校教諭臨時免許状（工業）を、近接領域の免許状（美術・工芸・農業）を持つ教員に授与（東京都）
- ・ 専ら外国語で授業を実施する学校において、外国人を講師として採用するために授与（千葉県、神奈川県）